



自転車の通行方法!!

信号交差点での直進または左折の方法



歩行者・自転車専用信号に従う



車道通行時は車両用信号、
横断歩道通行時は歩行者用信号に従う



車両用信号に従う

自転車は車道が原則

自転車は、歩車道の区別のある道路では車道を通行し、車道は左側を通行しなければなりません。

ただし、普通自転車は、次の場合には歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示によって歩道を通行できることとされているとき



この標識がある歩道

- 運転者が児童(13歳未満)、70歳以上の高齢者、身体障害者であるとき

- 通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないとき

上記の場合においても
歩道の中央から車道寄りを
徐行しなければなりません。

交差点での右折の方法



歩行者・自転車専用信号に従う



自転車横断帯がない場合は
対面する車両用信号に従う



内回り右折の禁止

広島中央警察署 監修
広島中央交通安全協会



広島電鉄株式会社
〒730-8610 広島市中区東千田町二丁目9-29



自転車の通行方法!!

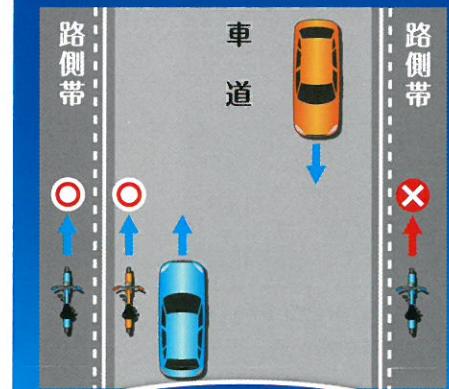
路側帯の場合

一般の路側帯



白の実線1本

駐停車禁止路側帯



白の実線と破線

歩行者用路側帯



白の実線2本

路側帯

歩行者の通行の安全を図るために、歩道がない道路の端に、白線(道路標示)によって区画されているもの。

道路の左端にある路側帯を通行することができます。

歩道の場合

通行指定部分がない歩道は、歩道の中央から車道寄りを徐行する



通行指定部分がある歩道は、その部分を徐行する(ただし歩行者がいない場合は、安全な速度と方法で通行できる)



歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止する



歩道

この標識のある歩道は、歩道の中央から車道寄りをすぐに停止できる速度で通行することができます。



広島中央警察署 監修
広島中央交通安全協会



広島電鉄株式会社
〒730-8610 広島市中区東千田町二丁目9-29